第1食品の部A食品一般の成分規格の項7の目の(1)の表のアジムスルフロンの項、クロフェンセットの項、クロメプロップの項、シフルフェナミドの項、プロパモカルブの項、ラフォキサニドの項及びルフェヌロンの項を削る。

○農林水産省告示第千八百六十八号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十四第二項の規定に基づき、平成二十三年産の茶に係る同項の農林水産大臣が定める地域及び一キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十二年十一月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

平成二十三年産の茶に係る農業災害補償法第百二十条の十四第二項の農林水産大臣が定める地域は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに同表の中欄に掲げる地域とし、当該茶に係る一キログラム当たり共済金額の範囲として同項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額は、同表の上欄に掲げる区分ごと及び中欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

農業災害補償法第百二十条の十二第一項第一号の農林水産大臣が定める区分	地域	一キログラム当たり共済金額の範囲
一類	埼玉県の区域	二、二〇〇円　一、八〇〇円　一、三〇〇円
	静岡県の区域	三、二〇〇円　二、九〇〇円　二、六〇〇円　二、二〇〇円　一、九〇〇円
	京都府の区域	七、〇〇〇円　六、三〇〇円　五、六〇〇円　四、九〇〇円　四、二〇〇円
	奈良県の区域	二、八〇〇円　二、五〇〇円　二、二〇〇円　二、〇〇〇円　一、七〇〇円
二類	埼玉県の区域	四、二〇〇円　三、八〇〇円　三、四〇〇円　二、九〇〇円　二、五〇〇円
	静岡県の区域	四、六〇〇円　四、一〇〇円　三、七〇〇円　三、二〇〇円　二、八〇〇円
	京都府の区域	七、六〇〇円　六、八〇〇円　六、一〇〇円　五、三〇〇円　四、六〇〇円
	奈良県の区域	三、六〇〇円　三、二〇〇円　二、九〇〇円　二、五〇〇円　二、二〇〇円
	鹿児島県の区域	四、二〇〇円　三、八〇〇円　三、四〇〇円　二、九〇〇円　二、五〇〇円
三類	埼玉県の区域	二、二〇〇円　二、〇〇〇円　一、八〇〇円　一、五〇〇円　一、三〇〇円
	静岡県の区域	三、二〇〇円　二、九〇〇円　二、六〇〇円　二、二〇〇円　一、九〇〇円
	京都府の区域	六、八〇〇円　六、一〇〇円　五、四〇〇円　四、八〇〇円　四、一〇〇円
	奈良県の区域	二、八〇〇円　二、五〇〇円　二、二〇〇円　二、〇〇〇円　一、七〇〇円
	鹿児島県の区域	一、七〇〇円　一、五〇〇円　一、四〇〇円　一、二〇〇円　一、〇〇〇円
四類	埼玉県の区域	四、二〇〇円　三、八〇〇円　三、四〇〇円　三、〇〇〇円　二、五〇〇円
	静岡県の区域	四、六〇〇円　四、一〇〇円　三、七〇〇円　三、二〇〇円　二、八〇〇円
	京都府の区域	七、〇〇〇円　六、三〇〇円　五、六〇〇円　四、九〇〇円　四、二〇〇円
	奈良県の区域	三、六〇〇円　三、二〇〇円　二、九〇〇円　二、五〇〇円　二、二〇〇円
	鹿児島県の区域	三、四〇〇円　三、一〇〇円　二、七〇〇円　二、四〇〇円　二、〇〇〇円
五類	京都府の区域	八、三〇〇円　七、五〇〇円　六、六〇〇円　五、八〇〇円　五、〇〇〇円
六類	埼玉県の区域	九、〇〇〇円　八、一〇〇円　七、二〇〇円　六、三〇〇円　五、四〇〇円
	京都府の区域	九、二〇〇円　八、三〇〇円　七、四〇〇円　六、四〇〇円　五、五〇〇円

○農林水産省告示第千八百六十九号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十四第二項の規定に基づき、平成二十三年産の蚕繭に係る同項の農林水産大臣が定める地域及び一キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十二年十一月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

平成二十三年産の春蚕繭、前期に係る春蚕繭、後期に係る春蚕繭、初秋蚕繭、夏蚕期に係る初秋蚕繭、初秋蚕期に係る初秋蚕繭、晩秋蚕繭、晩秋蚕期に係る晩秋蚕繭及び晩晩秋蚕期に係る晩秋蚕繭に係る農業災害補償法第百二十条の十四第二項の農林水産大臣が定める地域は、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、徳島県、愛媛県、高知県及び熊本県の区域とし、これらの蚕繭に係る一キログラム当たり共済金額の範囲として同項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額は、これらの区域について次の表の上欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

区分	一キログラム当たり共済金額の範囲
別記の第一区分に掲げる者	一、八四〇円　一、六六〇円　一、四七〇円　一、二九〇円　一、一〇〇円
別記の第二区分に掲げる者	二、一一〇円　一、八四〇円　一、六六〇円　一、四七〇円　一、二九〇円
別記の第三区分に掲げる者	二、三九〇円　二、一一〇円　一、八四〇円　一、六六〇円　一、四七〇円

別記

第一区分　その掃立てに係る収繭量（基準収繭量を算定する基礎とされた収繭量とする。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が三〇パーセント未満の者

第二区分　種繭収繭量割合が三〇パーセント以上七〇パーセント未満の者

第三区分　種繭収繭量割合が七〇パーセント以上の者

○農林水産省告示第千八百七十号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十四第二項の規定に基づき、平成二十三年産のスイートコーンに係る同項の農林水産大臣が定める地域及び千キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十二年十一月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

平成二十三年産のスイートコーンに係る農業災害補償法第百二十条の十四第二項の農林水産大臣が定める地域は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに同表の中欄に掲げる地域とし、当該スイートコーンに係る千キログラム当たり共済金額の範囲として同項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額は、同表の上欄に掲げる区分ごと及び中欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

農業災害補償法第百二十条の十二第一項第一号の農林水産大臣が定める区分	地域	千キログラム当たり共済金額の範囲
一類	北海道及び東京都の区域	三四、〇六〇円　三〇、六五〇円　二七、二五〇円　二三、八四〇円　二〇、四四〇円
	北海道及び東京都の区域	一一、〇五〇円　九九、九五〇円　八八、八四〇円　七七、七四〇円　六六、六三〇円